

白谷ヨットクラブ会則

第1条 名称

本会は、「白谷ヨットクラブ」と称し略記号をS.Y.Cとする。

第2条 事務局

本会の事務局を本会会長宅又は、会長より委嘱された理事宅に置く。

第3条 構成

本会は姫島漁港内のクラブ管理施設に繋留するすべてのセーリングクルーザーのオーナー及びその共同オーナー又はクルーとして登録された者を正会員として、自艇をクラブ管理施設に繋留していないが入会を承認された者を準会員として構成し、正会員、準会員を総称して会員と呼ぶ。

第4条 目的及び事業

本会は田原漁業組合、及びその他の関係団体と協力関係を保ち広く海に親しみ、会員相互の理解と親睦を深め、健全なヨットクラブを育てることを目的として次の事業を行なう。

- 1、海事思想の普及の為の企画実施。
- 2、本会の主催するレース及びクルージングの企画実施。
- 3、会員及び会員艇の事故及びその防止に対する事項。
- 4、クラブ所属設備の整備、改善、拡充、管理。
- 5、関係団体との協議、協力に関する事項。
- 6、会員相互の親睦。
- 7、その他目的達成上必要な事項。

第5条 入退会

- 1、本会に入会できる自艇の大きさは、全長34フィート、全幅12フィート以下とする。

- 2、本会に自艇を持って入会しようとする者は別に定める書式を以って本会に申込み、且つ理事会の承認を受けなければならない。

- 3、本会に入会している艇の共同オーナー又はクルーとして入会しようとする者は、別に定める書式を以って本会に届出なければならない。

- 4、本会に所属する艇の新たな代表となった者は、別に定める書式を以って本会に届出、理事会の承認を受けなければならない。

- 5、本会に入会を認められた者は別に定める入会金を納付しなければならない。

- 6、本会を退会するものは、文書で以って本会に届出なければならない。

第6条 会員の義務

- 1、会員は本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。

- 2、会員は、クラブ行事等いかなる時にも近隣の他艇を損傷させない為の自艇の管理責任を負う。

- 3、会員は、クラブ施設の清掃点検及び維持管理に協力する義務を負う。

第7条 準会員

- 1、自艇によるバースや陸置等のクラブ管理施設の利用予定はないが、会員の義務を負う事を了承した場合は、準会員として扱う。

- 2、準会員は、自艇の陸置を含めクラブ管理施設を利用することができ、バースが空いた時は、入会金及び係留料を支払って正会員となることができる。ただし、バース利用の順序は一般の申込者と同様に、文書による申請受付順とする。

第 8 条 会員資格の喪失

- 1、本会の会員が退会した時は、姫島漁港内クラブ管理区域の陸置、設備の使用、繋留及び本会の運営に関するすべての権利を失う。
- 2、会員たる資格を失った者は、3ヶ月以内にクラブ管理施設より艇を搬出しなければならない。
- 3、本会の会員が死去した場合は、第1項と同様に権利を失うが、艇の所有権を相続する遺族又は本会に登録している艇の共同オーナーが、艇を継承することを申し出て、艇の所有に法的な問題がない場合は、権利を継承できる。

第 9 条 除名

会員であって次項の一に該当する者は理事会の決議により戒告又は除名される事がある。

- 1、社会の倫理に違反し会員たる名誉又は本会の名誉を毀損した者。
- 2、本会の会則に違反し、若しくは秩序を乱した者。

第 10 条 役員構成

- 1、本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名

第 11 条 役員の職務

- 1、会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を行なう。
- 3、理事は会務を処理する。
- 4、監事は会務を監査する。

第 12 条 役員の任期

- 1、役員の任期は 4 年とし、初年度は見習い期間残り 3 年の都合 4 年を任期とする。
- 2、本人が再選の意志なき場合、任期満了を持ってその責を解く物とする。

第 13 条 役員を選出

- 1、会長及び副会長は正会員の中より、総会において選ばれる。
- 2、理事及び監事は会員中より、総会において選ばれる。

第 14 条 役員の補充

- 1、役員に欠員を生じたときは、理事会の推挙にて補充し、次期総会にて承認を得る。
- 2、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 顧問の設置

- 1、本会に顧問を置くことができる。
- 2、顧問は総会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3、顧問の任期は会長の任期による。

第 16 条 総会の招集

- 1、会長は決算終了後 3ヶ月以内に定時総会を招集する。
- 2、会長は必要があると認める時は臨時総会を招集することができる。
- 3、会員艇の代表者の3分の1の者が、書面にて総会の招集を要請した場合は、会長は要請を請けたときから1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4、総会の通知は開催の 2 週間以前に各艇代表者宛に文書を発送する。

第 17 条 総会の決議事項

- 1、次の事項は総会での承認を得なければならない。但し特に急を要する場合には、この限りではない。
 - (1) 収支決算
 - (2) 収支予算
 - (3) 事業計画
 - (4) 会費及び負担金の徴収に関する事項
 - (5) 会計年度を繰越す借入金
 - (6) 会則の変更
 - (7) 重要なる財産の造成及び処分
 - (8) 本会の合併解散とこれに伴う資産負債の処理

(9)その他重要な事項

2、会長は次の事項を総会に報告しなければならない。

(1)庶務事項

(2)事業報告

3、第1項但し書きの場合は、会長は次の総会においてその承認を得なければならない。

第18条 総会の議決

1、総会は会員代表者の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。

2、総会において前条第1項(1)より(5)までの議決は、出席した会員代表者の過半数により決する。

3、総会において前条第1項(6)より(9)までの議決には、出席した会員代表者の3分の2以上の賛成がなければならない。

4、総会の議長は会長がつとめる。

第19条 理事会の招集

理事会は理事を以って構成し会長がこれを招集しその議長となる。

第20条 理事会の決議事項

次の事項は理事会の決議を要す。

1、総会の招集及び提示すべき事項

2、会務運営に関する事項

3、その他重要な事項

第21条 監事の責務

監事は会計を監査し、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第22条 会計

本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入を以って充て、一旦納付されたものは返還しない。

第23条 会計年度

1、本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第24条 会費の徴収

1、本会の会費はその年度の2月末日までに納入する事とする。

2、会費及び負担金を滞納した場合は会員たる資格を失う場合がある。

第25条 予備費

1、予算外の支出又は予算超過の支出に充てる為、予備費を設ける。

2、予備費は総会の否決した費用に充てることは出来ない。

第26条 事務局の設置

1、本会に事務局を設け、必要な場合は事務局員を置く。

2、事務局員の任免、給与、及び執務に関する事項は会長が定める。

第28条 会則になき事項

会則になき事項については理事会の決議に基づき施行する。

第29条 付則

1、この会則は昭和61年2月23日より施行する。

2、平成13年2月25日、一部改訂する。

3、平成16年3月7日、準会員関連項目を追加改訂する。

4、平成22年2月28日、7条8条の一部追加

5、平成22年2月24日27条追加28条29条を改訂する

6、平成31年2月23日 12条を改訂する

7、令和4年2月20日 5条1項と6条2項の一部を追加

以上

サンプル

141

姫島漁港管理者
田原市長 山下 政良
(公印省略)

姫島漁港特別区域利用申請の更新手続きについて（通知）

このことについて、下記のとおり更新手続きをしてください。

記

1 提出書類

◆利用許可申請書 2部

- ・別紙申請書に記載された事項を確認し、郵便番号・住所・氏名・電話番号・利用期間を記入、押印してください。
- ・申請内容に変更等ある場合は適宜訂正してください。なお、利用期間については、1年間が最長です。1年間利用する場合は令和3年3月31日とご記入ください。年度途中で廃船、譲渡等行う予定がある場合は、その予定年月日をご記入ください。

◆船舶検査証の写し 1部（※期限切れでないこと）

◆船舶保険証書の写し 1部

2 申請書の提出先（郵送可）

〒441-3436 田原市白浜一号1番地
渥美漁業協同組合 田原事務所 TEL 0531-22-1215

3 書類の提出期限

令和2年3月16日（月）

4 申請後の手続き

- ①利用許可後、「使用料納付書」を郵送します。到着後、指定の金融機関へ使用料を納付してください。
- ②使用料の納付が確認出来次第、「利用許可証（ステッカー）」を送付いたします。

5 特別区域利用料については、下記のとおりです。

利用料金（1月当たり）		
泊地（艇長6m以上）	5,832円	陸置（艇長6m以上）3,456円
泊地（艇長6m未満）	5,616円	陸置（艇長6m未満）3,240円

*ご不明な点、質問等ありましたら、ご連絡ください。

海では軽微な事故でも大きな損害に繋がります。損害補償に備え、船舶所有者自身が自覚と責任を持って船舶保険に加入してください。

<問合せ先>田原市役所建設部 維持管理課 管理係（鈴木）
TEL 0531-23-3520/FAX 0531-22-3811